

## **[事案 27-260] 配当金支払等請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険加入時の説明が不十分であったとして、保障設計書に記載された（60 歳時の）一括受取金（解約返戻金および累積生存保険金の合計額）の支払い、または既払込保険料の返還および保険料控除納税額分の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 62 年 1 月に契約した保険について、加入時の募集人の説明は、一括受取金が確実であるかのようなものであり、貯蓄性が高いと誤認を与えるものであったため、保障設計書に記載された（60 歳時の）一括受取金（解約返戻金および累積生存保険金の合計額）の支払い、または既払込保険料の返還および保険料控除納税額分の支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、保障設計書を用いて老後設計資金が確定しているものではないことを説明しており、保障設計書等の書類には、老後設計資金が確定したものではないことが随所に記載されているので、申立人の請求を認めることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による誤説明があったかどうかなど契約申込時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が主張するような誤説明があったと認めることはできず、保障設計書に記載された一括受取金の支払い、または既払込保険料の返還および保険料控除納税額分の支払いは認められない。またその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。